

平成二十二年財務省・経済産業省令第一号

## 二十二年財務省・経済産業省令第一号

行う事業の促進に関する法律第六条に規定する業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の会計に関する省令の特例を定める省令

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十二年八月十六日から施行する。  
**附 則**（平成二十三年三月三一日財務省・  
経済産業省令第一号）  
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

經濟產業省令第一号